

令和8年度事業計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

I 活動の基本方針

公益法人制度改革により、令和8年度は公益法人に移行して15期目となり、新たな制度の下での事業活動や組織運営は定着してきたものと言える。

その上で、引き続き法人会の理念及び当会の定款に定めた目的に則り、税知識の普及や納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを基本方針とする。

また、活動を一層充実したものとするためには、組織・財政基盤の確保、充実が重要であることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を更に深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組むものとする。

II 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

税申告や決算調整は年々複雑化してきていることから、税制改正に伴う改正内容等を適時、情報提供していく。

会員を含めた多くの方を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営・財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーの開催、インターネットセミナーを活用した社内研修や経営者の自己研鑽などの研修活動の充実に努める。

令和5年10月から導入された消費税のインボイス制度等については、円滑な定着に向けた取組に努める。

(2) 講演会事業

政治・経済学者、税理士、ジャーナリスト等による視点を変えた税制に関する講演会等を実施し、「税」がより身近なものとなるよう会員企業、一般企業及び一般市民に広く参加を呼びかけていく。

(3) 租税教育事業

三条税務署管内の小中学校児童生徒、高校生等を対象に、税の意義や役割、仕組みなどを理解してもらうため、青年部会、女性部会、三条税務署、税理士会、行政等が連携して租税教育活動を実施し、「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図る。

(4) 税の広報事業

ホームページや会報誌へ税法改正や税務申告の情報、「e-Tax」「キャッシュレス納付」の普及に資するためのPR内容を掲載し、公共施設や金融機関窓口で配布することにより、多くの企業や市民へ税務情報を広報する。

イベント会場等においては、税に関するクイズや税の仕組みをマンガで説明した小冊子を配布するなどにより、一般市民も税に関心を持てる活動の充実に努める。

申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努める。

(5) 税の調査研究（支援を含む。）及び税制改正への提言事業

税のオピニオンリーダーとして、引き続き「今後の望ましい税制のあり方」を基本テ

ーマに設定し、会員企業へ税に対するアンケートを実施する。

得られた意見は、税制改正要望事項として取りまとめ、国会、地方議会、関係官庁に向け、中小企業の活性化に資する税制の整備など我が国の将来を展望した建設的な提言を行う。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上事業

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要であることから、国税庁、日本税理士会連合会、全国法人会総連合（全法連）が作成したツールである「自主点検チェックシート・ガイドブック」を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

(7) 添付書類も含めた e-Tax の普及定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取組

納税者の利便性の向上と税務行政の効率化を推進するため、会員企業に対し、添付書類も含めた e-Tax の普及定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取組として、社会全体のDX推進等の周知や効果的な研修会の実施に努める。

会員企業による添付書類も含めた e-Tax による申告書等の提出や税のキャッシュレス納付が促進されるための研修会の実施や関与税理士への働き掛けを行う。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会に対し政治経済情報、健康情報、癒される機会となる福祉的情報等に関する講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーを開催する。

インターネットを活用した講演会やセミナーの実施による自己研鑽機会の充実に図ることにより、地域社会の活性化や経済発展に貢献する事業を行う。事業内容は、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、芸術家等、様々な分野の専門家を講師に迎え、ニーズに合わせたものとし、その充実に務める。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

活動の軸足を税に置きつつ、広く地域社会に貢献するための活動として、会員企業や一般市民から未使用タオルの寄付を募り、社会福祉施設や医療現場での再利用が図られるよう積極的な活動に取り組む。

3. 会員支援のための親睦・交流・福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

法人会組織を存続させ、発展させる観点から、当会組織基盤の維持と強化が極めて重要となることから、引き続き会員数の維持・拡大に資するため、異業種交流の一環として会員間の情報交換や親睦事業などの諸施策を実施する。

全国的な「会員増強月間」においては、役員の率先した参画や指導の下、新規加入促進を図るとともに退会防止策を講じるなど、より効果的な対応策を展開する。

法人会事務局のガバナンス強化や職員の資質・技能向上を図り、事務局体制の基盤を強化するため、全法連、関東信越法人会連絡協議会、新潟県法人会連合会（県連）の開催するセミナーに積極的に参加する。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度向上や活動内容の周知を図り会員増強等に資するため、全法連情報誌の配布や法人会会報誌の発行により、税の分野を始め幅広い分野にわたる最新情報を提

供する。また、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ強化、インターネットの活用などによる広報活動や情報提供活動を展開する。

(3) 青年・女性部会の充実

ア. 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」については、実施学校の拡大を図る。「部会員増強運動」は、具体的な目標数値を設定し、より積極的な展開を図る。また、「財政健全化のための健康経営プロジェクト事業」の積極的な展開や、青年部会員を対象として実施するアンケート調査システムの普及・活用に努める。

イ. 女性の視点に立った活動として、女性部会活動の大きな柱である「税に関する絵はがきコンクール」や「社会貢献活動」に積極的に取り組む。また、「食品ロス削減」への取組についての検討を進める。

(4) 会員の福利厚生の向上に資する事業の推進

会員企業の福利厚生制度の円滑な運営と法人会の財政基盤の安定化を図るため、制度取扱保険会社との連携を強化しつつ会員企業に対する取組を展開し、加入率の向上と福利厚生制度収入確保のための活動に注力する。

更なる加入率の向上と会員の増強につながるよう、表彰制度を活用した役員、会員による新規加入企業の紹介運動や退会防止策を講じるなど効果的な対応策を継続する。

4. 組織を充実し、全法連・県連・友誼団体との強化を図るための事業

会員支援のため、異業種交流の一環として会員間の情報交換や相互の親睦を図る事業を実施するほか、会員等に限定した研修会、講習会などの事業を行う。

会員企業の経理業務に永年の功労があった担当者を優良経理担当者表彰式において表彰することにより、一層の納税協力活動推進者として育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報する。

5. 本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図るための事業

企業の発展に貢献し、企業経営における税務と経理に関して功労顕著な経理担当者を表彰する。また、税の意義や役割等の理解を深めるため、税務署と管内税務団体協議会共催の合同納税表彰式を開催し、税に関する絵はがきコンクールの優秀者を表彰する。

税務署と連携し、税に関するセミナーや教室、決算期別説明会、実務セミナー等を開催する。

6. その他本会の目的達成に必要な事業

前記1(3)の事業(租税教育事業)及び3(3)の事業(青年・女性部会の充実)に資するため、「青年の集い」「女性フォーラム」「局連青年部会合同セミナー」「局連女性部会合同セミナー」等に参加するほか、県連独自の「青年部会合同セミナー」「女性部会合同セミナー」等に継続参加する。

前記1(5)の事業(税の調査研究及び税制改正への提言事業)に資するため、「全国大会」「税制セミナー」へ継続参加する。

青年部会が中心となって取り組んでいる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を法人会全体の事業ともするため、法人会版健康経営に関する取組について検討を行う。